

仕 様 書

1 契約件名

野田市役所本庁舎 8 階高校生レストラン厨房機器等購入

2 納入期限

令和 8 年 1 月 3 1 日（土）まで

3 納入場所

野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所高層棟 8 階レストラン

4 品名・仕様・規格及び数量

別紙 1「発注物品一覧表」に記載の条件を満たすものとする。

- (1) 納入予定の製品の品番・型番は、原則、別紙 1「発注物品一覧表」のとおりとするが、同等品の納品を希望する場合は、発注者への事前質問により同等品の許可を得ること。提案の際は、資料・カタログやメーカーの証明書及び配置レイアウトを市へ提出すること。
- (2) 別紙 1「発注物品一覧表」において、「中古可」に○が記載されている物品については、中古での納品を可能とする。ただし、中古を納品する場合は、納品日時点で別紙 1「発注物品一覧表」の「中古使用年数」に記載する使用年数未満でなければならない。
- (3) レイアウトの作成において必要な設計詳細図面は発注者が提供する。
- (4) 本募集に参加を希望する事業者は、別紙 1「発注物品一覧表」に記載のない製品を安全対策等の理由により設置する必要があると判断した場合、事業費の上限額の範囲内においてプレゼンテーションで提案することができる。提案した製品については、発注者の許可を得ることで納品することができる。

5 支払方法

契約金額の支払方法は一括払いとし、物品の納入が完了した日から 10 日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

6 納入

- (1) 1 月上旬頃まで建設工事業者による厨房改修工事を実施しているため、納品時期は、厨房改修工事の進捗状況を考慮した上で、納入 1 か月前までに納入及び設置にかかる工程表等を市に提出し、承認を得ること。
- (2) 納入期限までに全ての製品が搬入できるよう、搬入業務管理を適切に行うこと。
- (3) 養生が必要な場合は受注者にて設置、撤去を行うこと。万一、破損、汚れ、傷等が発生した場合には、速やかに発注者に報告をするとともに、受注者の責任において修

復するものとする。

- (4) 納入時に別紙 2「厨房機器等配置レイアウト」どおりの設置ができるよう、建設工事業者と事前に調整を行うこと。
- (5) 火を扱う製品、2 段積みとなる製品及び高さが 1,500mm を超える製品には、転倒防止策を施すこと。なお、単体では 1,500mm を超えなくとも積み重ねて使用する製品については、積み重ね後の高さが 1,500mm を超える場合は転倒防止策を施すこと。
- (6) 使用の際に建物やその他設備への設置が前提となる製品については、その施工まで行うこと。
- (7) 建物やその他設備への施工を行う際は、担当者の指示に従うこと。
- (8) 納入期間中に要請があった場合は、担当者等に対し製品の取扱い説明を行うこと。

7 費用

- (1) 製品の選定、配置レイアウトの作成、納入、組立、設置及び二次接続（レバー式水栓を含む）等に要する全ての費用を見込むこと。設置のために加工等がかかる場合は、その費用も見込むこと。
- (2) 本仕様書（別紙 1「発注物品一覧表」を含む。）の内容を満たすため、本体製品の他に別の製品等が必要な場合は、その費用も見込むこと。
- (3) 転倒防止策を施す際は、設置費用を見込むとともに、金具類についても見込むこと。
- (4) 納入、設置に伴い発生した廃材等は、全て持ち帰ることとし、また、それらにかかる費用も見込むこと。
- (5) 受注者が設置、撤去した養生についての費用の一切を見込むこと。

8 その他

- (1) 契約後、製品の選定が完了した際は、物品種別ごとの価格（本体価格及び付属物品のほか、納入に係る一切の費用を含んだ額）が分かる、契約金額内訳書（以下「内訳書」）をデータにて提出すること。
- (2) 内訳書は、以下の 2 部に分けて作成し、それぞれに設置・搬入費用、消費税及び地方消費税を見込むこと。
 - ① 厨房内に設置した厨房機器
 - ② ホール内に設置したパントリー用物品
- (3) 内訳書の提出に当たっては、それぞれの内訳書の合計金額が、契約金額と同一となるようにすること。
- (4) 保証書及び取扱説明書は、販売代理店を明記の上、ファイリングをして提出すること。
- (6) 検収の日から 1 年以内に発生した故障、品質不良、変質などに対応することを保証すること。ただし、1 年以上の保証期間を定めることも可とする。
- (7) 契約及び本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上定めること。

9 特記仕様

妨害又は不当要求に対する通報義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び野田警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は、入札参加資格停止の措置を行うことがある。
- (2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。